# こどものそらニュースレター

No.3　2026年10月号

発行：社会保険労務士法人こどものそら舎　そらチーム


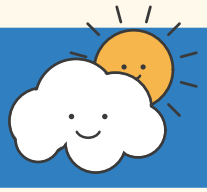

## 法人・園・職員。それぞれの「すること」を、1枚の地図に。

12月25日に、こども性暴力防止法（防止法）が始まります。国の資料は多く、「結局、だれが、なにを、いつ」が見えにくくなりがちです。この号では、法人・園・職員の3つの列と、3つの時期で、全体像を1つの表にしました。できているところから、□に印をつけてみてください。

### だれが・なにを・いつ　の地図

義務 のしるしは、法律で法人（事業者）に決められていること。しるしのないものは、国がすすめる進め方や、園の工夫です。

| 時期 | 法人（理事長・本部） | 園（園長・主任） | 職員（ひとりひとり） |
|---|---|---|---|
| 12月25日まで<br>いま、整える | □ 義務 報告・対応のルールと、情報管理のルールを決めて、職員に知らせる<br>□ 就業規則を見直す（一時的な担当変更、配置転換など）<br>□ 義務 たしかめ（犯罪事実確認）の対象にする職員の範囲を決める<br>□ 義務 結果を扱う人（情報管理の責任者）を、ごく少数に決める<br>□ GビズIDをとり、国のシステムの登録を整える（たしかめに必要） | □ 義務 職員に研修を受けてもらう（今いる職員は、原則、12月25日より前に）。受けた記録も残す<br>□ 義務 こどもと保護者に、相談できる先を知らせる<br>□ 園の中の、見えにくい場所を歩いて点検する<br>□ 職員のリストと、1人1つのメールアドレスを集めて、法人へ渡す（国のシステムの登録のため） | □ 研修を受ける<br>□ 「見える形の保育」を、クラスで確かめ合う（No.2の7つ）<br>□ 法人から案内があったら、自分に届くメールアドレスを伝える |
| | 12月25日　防止法が始まる | | |
| 12月25日から<br>毎日と、節目 | □ 義務 新しく雇う人は、働き始める前にたしかめる<br>□ 義務 たしかめの帳簿をつけ、5年たった年度の終わりまでのこす<br>□ 義務 毎年、前の年の5月1日から4月30日までの分を、5月31日までに国へ報告する（はじめては2028年）<br>□ 義務 疑いの報告が届いたら、ルールどおりに調べ、こどもを守る。必要なら、就業規則にそって、こどもと接しない仕事に変える | □ 義務 面談などで、こどもの小さな変化を早く知る（複数の目で見て、記録する）<br>□ 義務 新しく入る職員にも、働き始める前に研修<br>□ 気になることは、ひとりで抱えず、報告のルールどおりに法人へ | □ 日々の保育は、見える形で、必要な範囲で、複数の目で<br>□ こどもから打ち明けられたら、最小限・負担をかけない・言葉を変えない（No.2）<br>□ 同僚のことで「あれ？」と思ったら、まず報告。報告は、仲間を疑うことではなく、こどもと同僚を守ること |
| 2027年4月から<br>今いる職員のたしかめ | □ 義務 国が割り当てる「申請対象月」に、今いる職員のたしかめを申請する（期限は2029年12月24日）<br>□ その4か月前に、職員へ、時期と用意するものを知らせる<br>□ 義務 たしかめた職員は、5年ごとに再確認する | □ 職員が期日に間に合うように、声をかける<br>□ 戸籍の手続きをする時間に、配慮する | □ 案内メールが届いたら、国のシステムに登録する<br>□ 戸籍の情報を本人が用意して、国へ出す（手順は、そのときに法人から） |

法人と園の分け方は、法人の決め方で変わります。この表は、よくある分け方です。

### ことばの小さな辞典

| | |
|---|---|
| 防止法 | こども性暴力防止法の短い呼び名。2026年12月25日から。 |
| たしかめ | 犯罪事実確認のこと。特定の性犯罪の前科がないことを、国を通じて確かめる。 |
| 申請対象月 | 今いる職員のたしかめを申請する月。国が都道府県ごとに割り当てる。 |
| 国のシステム | こまもろうシステム。たしかめの申請や職員の登録に使う。 |
| GビズID | 法人が国のシステムに入るための、共通のID。 |
| 定期報告 | 毎年、たしかめの実施状況などを、国に報告すること。 |
| 帳簿 | たしかめの記録。5年たった年度の終わりまでのこす。 |

SAMPLE

## 「いつ」の地図



**2026年12月25日**
防止法が始まる

**12月25日～2027年3月**
新しく雇う人のたしかめが先。今いる職員は、まだ

**2027年4月～2029年6月**
今いる職員のたしかめ。国が割り当てる申請対象月に

**2028年5月31日まで**
はじめての定期報告（2026年12月25日～2028年4月30日の分）

**2029年12月24日**
今いる職員のたしかめの期限（12月25日から3年）

**そのあと**
5年ごとに再確認

## だれが、たしかめと研修の対象？

国の考え方では、次の3つがそろう仕事の人が対象です。こどもの上に立つ場面がある／くり返し接する／ほかの大人の目がない場面が起こり得る。

**保育士・園長・保育補助者など**
まるごと対象。1日だけ、短い時間でも。

**事務・調理・送迎**
「こどもを見る場面があるか」で、法人が決める。対象にしない人には、こどもを見る仕事を任せない。

**派遣の職員**
園（派遣先）がたしかめる。

**ボランティア・行事の手伝い**
雇われているかどうかではなく、3つがそろうかで決める。

**保護者**
対象ではない（園で働く人が対象）。

## こどもにとって、どう変わる？

3つの列の仕事は、最後は、こどもの毎日に届きます。

**安心して過ごせる**
だれかの目がある、見える形の保育の中で、一日を過ごせる。

**話せる相手がいる**
困ったとき、いやだったとき、話せる大人と、相談できる先がある。

**話したことが、大切に扱われる**
打ち明けたことばが、そのまま受けとめられ、守るために使われる。

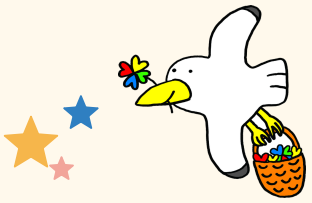

## 罰則も決められています

- たしかめ（犯罪事実確認）をしないでいると、国が法人の名前を公表します。　法17条
- たしかめの結果を、みだりに人に教えたり、不当に使ったりすると、1年以下の拘禁刑か50万円以下の罰金（両方のことも）。不正な利益のためなら、2年以下・100万円以下。　法45条・43条
- 帳簿をつけない・うそを書く・のこさない、国からの報告の求めや立入検査を拒む、消すべき記録を消さない：50万円以下の罰金。行った人だけでなく、法人にも。　法46条・48条
- 漏えいなど重大なことが起きたら、直ちに国へ報告。是正の命令が出ることもあります。　法13条・18条

12月25日からは、新しく雇う人は、たしかめが済むまで、こどもと接する仕事につけられません（急な欠員などの例外には、条件があります）。GビズIDの取得や研修には時間がかかります。だから、いまから順に。

## まず、ここから

1. 法人　報告・対応のルールと、情報管理のルールの案を、手もとに。
2. 園　職員のリストと、1人1つのメールアドレス。
3. 園・職員　研修の日どり（12月25日より前に）。



□が残るところは、そらチームにご相談ください。メールに「この□を」と一言添えていただければ、整え方をご案内します。

### むすびのひとこと

3つの列に分けると、自分の持ち場が見えてきます。持ち場が見えると、安心して保育ができます。防止法は、こどもと職員を守る、ふだんの保育の延長です。



出典：こども家庭庁「こども性暴力防止法」ページの資料（法律・施行規則・施行ガイドライン・Q&A・義務事業者用施行準備ガイド・従事者向け研修資料など）。2026年10月時点。

ご質問は team@kodomonosora.jp へ（FAX 046-854-9402）。

SAMPLE